

# 視覚障害者である生徒に対する教育 を行う特別支援学校の専門教科・科目

徳島県立総合教育センター  
特別支援・相談課

# 第3章 視覚障害者である生徒に対する教育を行う 特別支援学校の専門教科・科目

## 第1節 保健理療科

### 第1 保健理療科改訂の要点

今回の改訂においては、平成29年3月31日に、国民の信頼と期待に応える質の高いあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師を養成するため、「あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)」(以下「認定規則」という。)が一部改正されたこと、また平成28年12月の中央教育審議会答申で示された学習指導要領改訂の基本的な方向性並びに各教科等における改訂の具体的な方向性を踏まえて、保健理療科の改訂を行った。

# 第1節 保健理療科

## 1 目標の改善

教科及び科目の目標については、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し、育成を目指す資質・能力のうち、(1)には「知識及び技術」を、(2)には「思考力、判断力、表現力」を、(3)には「学びに向かう力、人間性等」を示した。

今回の改訂では、「見方・考え方」を働かせた学習活動を通して、目標に示す資質・能力の育成を目指すこととした。これは平成28年12月の中央教育審議会答申において、「見方・考え方」は各教科等の学習の中で働き、鍛えられていくものであり、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として整理されたことを踏まえたものである。 → **全学科共通**

# 第1節 保健理療科

## 2 内容の改善

### (1)〔指導項目〕について

今回の改訂では、教科に属する全ての科目の「2 内容」においては〔指導項目〕として「(1)、(2)」などの大項目、「ア、イ」などの小項目を、柱書においては「1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する」と示した。これは〔指導項目〕として示す学習内容の指導を通じて、目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けることを明確にしたものである。

なお、項目の記述については、従前どおり事項のみを大綱的に示した。 → 全学科共通

# 第1節 保健理療科

## 2 内容の改善

### (2) 科目構成について

「保健理療情報活用」については、保健理療の実践に必要な情報と情報技術に関する資質・能力の育成について内容を充実し、名称を「保健理療情報」に変更した。

保健理療に属する科目の構成については、「医療と社会」、「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ちと予防」、「生活と疾病」、「基礎保健理療」、「臨床保健理療」、「地域保健理療と保健理療経営」、「保健理療基礎実習」、「保健理療臨床実習」、「保健理療情報」、「課題研究」の11科目を設けており、科目数は従前同様である。

# 新旧科目対照表

改訂	改訂前	備考
医療と社会 人体の構造と機能 疾病の成り立ちと予防 生活と疾病 基礎保健理療 臨床保健理療 地域保健理療と保健理療経営 保健理療基礎実習 保健理療臨床実習 保健理療情報 課題研究	医療と社会 人体の構造と機能 疾病の成り立ちと予防 生活と疾病 基礎保健理療 臨床保健理療 地域保健理療と保健理療経営 保健理療基礎実習 保健理療臨床実習 保健理療情報活用 課題研究	名称変更

# 第1節 保健理療科

## 3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱いについての改善

新たに、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の**主体的・対話的で深い学びの実現**を図るよう示した。

# 第1節 保健理療科

## 第2 保健理療科の設置と教育課程の編成

昭和63年5月に行われた「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」(以下「あん摩等法」という。)の改正によって、あん摩マッサージ指圧師の養成を行う保健理療科の入学資格は、大学に入学できる者と改められたが、著しい視覚障害者の場合は、特例措置として、当分の間、高等学校に入学できる者も認められることとなった。その結果、視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、いわゆる本科にも、あるいは専攻科にも保健理療科を設置することができるようになった。

# 第1節 保健理療科

## 1 本科に設置される保健理療科における教育課程の編成

本科に設置される保健理療科（以下「本科保健理療科」という。）については、特別支援学校高等部卒業の資格とあん摩マッサージ指圧師国家試験の受験資格の両方を取得できるように教育課程を編成する必要がある。したがって、本科保健理療科の教育課程の編成に当たっては、高等部学習指導要領の規定に十分留意するとともに、あん摩等法を受けて制定されている認定規則の規定をも踏まえる必要がある。

# 第1節 保健理療科

高等部学習指導要領については、第1章から第6章までに示されている各規定（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校についての規定を除く）を踏まえて教育課程を編成することとなるが、特に、各教科・科目及び単位数等、各教科・科目の履修等、各教科・科目等の授業時数等、単位の修得及び卒業の認定などの規定に留意する必要がある。これらの詳細については、特別支援学校高等部学習指導要領解説総則編を参照されたい。

認定規則は、前述のとおり、平成29年3月31日にその一部が改正され、平成30年4月1日から一部が施行されている。

認定規則における教育課程に関わる主な内容は、次のとおりである。

# 第1節 保健理療科

## (1)教育の内容

教育の内容について、学校が独自に授業科目を設定できるようにするため、科目名で規定せずに、教育内容で示してある。

- ①教育内容は、「基礎分野」、「専門基礎分野」、「専門分野」である。
- ②基礎分野は、専門基礎分野及び専門分野の基礎となる科目を設定するものであり、「科学的思考の基盤」、「人間と生活」である。なお、認定規則の別表第一備考に示される、「コミュニケーション」については、基礎分野の中で取り扱うものとする。
- ③専門基礎分野は、「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ち、予防及び回復の促進」、「保健医療福祉とあん摩マツサージ指圧、はり及びきゆうの理念」である。

④専門分野は、「基礎あん摩マッサージ指圧学」、「基礎はり学」、「基礎きゅう学」、「臨床あん摩マッサージ指圧学」、「臨床はり学」、「臨床きゅう学」、「実習」、「臨床実習」及び「総合領域」である。

⑤「総合領域」は、あん摩マッサージ指圧学、はり学、きゅう学、医学及び人間教育等

の学習が総合され、各学校がそれぞれの特色を発揮した教育を展開することによって、広く社会の期待にこたえることができる資質を養うことを目標として専門分野に位置付けられている。ただし、本科保健理療科については、「総合領域」を基礎分野、専門基礎分野又は専門分野において取り扱うことができる。なお、認定規則の別表第一備考に示される、「あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの歴史」については、総合領域で取り扱うこととされているが、他の教育内容においても取り扱うことができるものとする。

本科保健理療科の場合、教育の内容のうち、はりやきゅうに関わる教育内容については、取り扱わない。

# 第1節 保健理療科

## (2) 単位制の導入

教育内容について、単位数による規定とし、単位の計算方法については、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の例によることとなっている。ただし、本科保健理療科の単位の取扱いについては、第1章第2節第2款の3の(1)の規定によることにする。

## (3) 教育内容の弾力化

学校の創意工夫を生かし、その理念・目的に基づいた特色ある教育課程を編成することが可能である。複数の教育内容を併せて指導することが適切と認められ、所定の単位数以上を指導する場合には、個別の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

## (4) 既習科目の免除

過去に在籍した大学等において既に履修した科目については、免除することができる。

高等部学習指導要領においては、本科保健理療科に属する科目として11科目を示した。これらの科目のうち「保健理療情報」と「課題研究」を除く9科目と認定規則における教育内容との対応関係を次ページの表に示す。ただし、本科保健理療科の場合、教育の内容のうち、はりやきゅうに関わる内容については取り扱わないので、この点に留意する必要がある。

# 認定規則の教育内容と学習指導要領の科目との対応関係

	認定規則	学習指導要領
	教育内容	科目
専門基礎分野	人体の構造と機能	人体の構造と機能
	疾病の成り立ち, 予防及び回復の促進	疾病の成り立ちと予防 生活と疾病
	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧, はり及びきゆうの理念	医療と社会
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゆう学	基礎保健理療
	臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゆう学	臨床保健理療
	社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学 社会きゆう学	地域保健理療と保健理療経営
	実習	保健理療基礎実習
	臨床実習	保健理療臨床実習

「総合領域」については、本科保健医療科の場合は、基礎分野、専門基礎分野又は専門分野において取り扱うことができることになっている。したがって、必履修教科・科目などの各学科に共通する各教科・科目に関する科目、保健医療科に属する科目、あるいは学校設定科目などの中から、各学校の判断によって必要な科目を「総合領域」に位置付けて教育課程を編成することになる。

また、認定規則は単位制を導入しているが、本科保健医療科の場合は、1単位について第1章第2節第2款の3の(1)のアの(ア)において、「単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。」と規定されている。したがって、本科保健医療科における教育課程の編成に当たっては、大学設置基準の例によって計算した単位数を、この規定に基づいた単位数に換算する必要がある。

# 第1節 保健理療科

## 1 専攻科に設置される保健理療科における教育課程の編成

専攻科に設置される保健理療科(以下「専攻科保健理療科」という。)の教育課程は、学校教育法及び高等部学習指導要領の専攻科に関する規定等を踏まえて編成することになる。

また、あん摩マッサージ指圧師国家試験の受験資格取得の関係から、併せてあん摩等法に係る一連の法令に基づくことになるが、特に認定規則に留意する必要がある。

# 第1節 保健理療科

## 第3 教科の目標

保健理療科の目標は、次のとおりである。

### 第1 目標

保健理療の**見方・考え方**を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、あん摩・マッサージ・指圧を通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、人々の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する**職業人として必要な資質・能力**を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) あん摩・マッサージ・指圧について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) あん摩・マッサージ・指圧に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及び疾病の治療に主体的かつ協働的に寄与する態度を養う。

# 第1節 保健理療科

今回の改訂においては、情報社会の進展、理療を巡る状況等の動向などを踏まえ、理療における専門性に関わる資質・能力を「知識及び技術」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という三つの柱に基づいて示した。

# 第3章 視覚障害者である生徒に対する教育を行う 特別支援学校の専門教科・科目

## 第2節 理療科

### 第1 理療科改訂の要点

今回の改訂においては、平成29年3月31日に、国民の信頼と期待に応える質の高いあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師を養成するため、「あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)」(以下「認定規則」という。)が一部改正されたこと、また平成28年12月の中央教育審議会答申で示された学習指導要領改訂の基本的な方向性並びに各教科等における改訂の具体的な方向性を踏まえて、理療科の改訂を行った。

## 第2節 理療科

### 1 目標の改善

教科及び科目の目標については、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し、育成を目指す資質・能力のうち、(1)には「知識及び技術」を、(2)には「思考力、判断力、表現力」を、(3)には「学びに向かう力、人間性等」を示した。

今回の改訂では、「見方・考え方」を働かせた学習活動を通して、目標に示す資質・能力の育成を目指すこととした。これは平成28年12月の中央教育審議会答申において、「見方・考え方」は各教科等の学習の中で働き、鍛えられていくものであり、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として整理されたことを踏まえたものである。

## 第2節 理療科

### 2 内容の改善

#### (1)〔指導項目〕について

今回の改訂では、教科に属する全ての科目の「2 内容」においては〔指導項目〕として「(1)、(2)」などの大項目、「ア、イ」などの小項目を、柱書においては「1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する」と示した。これは〔指導項目〕として示す学習内容の指導を通じて、目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けることを明確にしたものである。

なお、項目の記述については、従前どおり事項のみを大綱的に示した。

# 第2節 理療科

## 2 内容の改善

### (2) 科目構成について

「理療情報活用」については、理療の実践に必要な情報と情報技術に関する資質・能力の育成について内容を充実し、名称を「**理療情報**」に変更した。

理療に属する科目の構成については、「医療と社会」、「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ちと予防」、「生活と疾病」、「基礎理療学」、「臨床理療学」、「地域理療と理療経営」、「理療基礎実習」、「理療臨床実習」、「理療情報」、「課題研究」の11科目を設けており、**科目数は従前同様**である。

# 新旧科目対照表

改訂	改訂前	備考
人体の構造と機能 疾病の成り立ちと予防 生活と疾病 基礎理療学 臨床理療学 地域理療と理療経営 理療基礎実習 理療臨床実習 理療情報 課題研究	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと予防 生活と疾病 基礎理療学 臨床理療学 地域理療と理療経営 理療基礎実習 理療臨床実習 理療情報活用 課題研究	名称変更

## 第2節 理療科

### 3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱いについての改善

新たに、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の**主体的・対話的で深い学びの実現を図る**よう示した。

# 第2節 理療科

## 第2 理療科の教育課程の編成

理療科は、視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の専攻科に設置されるものである。したがって、理療科の教育課程は、学校教育法及び高等部学習指導要領の専攻科に関する規定等を踏まえて編成することになる。

また、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師国家試験の受験資格取得の関係から、併せて「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に係る一連の法令に基づくことになるが、特に認定規則に留意する必要がある。

認定規則は、前述のとおり、平成29年3月31日にその一部が改正され、平成30年4月1日から一部が施行されている。

認定規則における教育課程に関わる主な内容は、次のとおりである。

## 第2節 理療科

### 1 教育内容

教育の内容について、学校が独自に授業科目を設定できるようにするため、科目名で規定せずに、教育内容で示してある。

(1)教育内容は、「基礎分野」、「専門基礎分野」、「専門分野」である。

(2)基礎分野は、専門基礎分野及び専門分野の基礎となる科目を設定するものであり、「科学的思考の基盤」、「人間と生活」である。なお、認定規則の別表第一備考に示される、「コミュニケーション」については、基礎分野の中で取り扱うものとする。

(3)専門基礎分野は、「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ち、予防及び回復の促進」、「保健医療福祉とあん摩マツサージ指圧、はり及びきゆうの理念」である。

(4) 専門分野は、「基礎あん摩マッサージ指圧学」、「基礎はり学」、「基礎きゅう学」、「臨床あん摩マッサージ指圧学」、「臨床はり学」、「臨床きゅう学」、「実習」、「臨床実習」及び「総合領域」である。

(5) 「総合領域」は、あん摩マッサージ指圧学、はり学、きゅう学、医学及び人間教育等の学習が総合され、各学校がそれぞれの特徴を発揮した教育を展開することによって、広く社会の期待にこたえることができる資質を養うことを目標として専門分野に位置付けられている。

# 第2節 理療科

## 2 単位制の導入

教育内容について、単位数による規定とし、単位の計算方法については、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の例によることとなっている。

## 3 教育内容の弾力化

学校の創意工夫を生かし、その理念・目的に基づいた特色ある教育課程を編成することが可能である。複数の教育内容を併せて指導することが適切と認められ、所定の単位数以上を指導する場合には、個別の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

## 4 既習科目の免除

過去に在籍した大学等において既に履修した科目については、免除することができる。

高等部学習指導要領においては、理療科に属する科目として11科目を示した。これらの科目のうち「理療情報」と「課題研究」を除く9科目と認定規則における教育内容との対応関係を次ページの表に示す。

# 認定規則の教育内容と学習指導要領の科目との対応関係

	認定規則	学習指導要領
	教育内容	科目
専門基礎分野	人体の構造と機能	人体の構造と機能
	疾病の成り立ち, 予防及び回復の促進	疾病の成り立ちと予防 生活と疾病
	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧, はり及びきゆうの理念	医療と社会
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゆう学	基礎理療学
	臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゆう学	臨床理療学
	社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学 社会きゆう学	地域理療と理療経営
	実習	理療基礎実習
	臨床実習	理療臨床実習

「総合領域」については、理療科の場合は、基礎分野で取り扱うことになる。

## 第2節 理療科

### 第3 教科の目標

理療科の目標は、次のとおりである。

#### 第1 目標

理療の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、あん摩・マッサージ・指圧、はり及びきゅうを通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、人々の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) あん摩・マッサージ・指圧、はり及びきゅうについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) あん摩・マッサージ・指圧、はり及びきゅうに関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及び疾病の治療に主体的かつ協働的に寄与する態度を養う。

## 第2節 理療科

今回の改訂においては、情報社会の進展、理療を巡る状況等の動向などを踏まえ、理療における専門性に関わる資質・能力を「知識及び技術」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という三つの柱に基づいて示した。

# 第3章 視覚障害者である生徒に対する教育を行う 特別支援学校の専門教科・科目

## 第3節 理学療法科

### 第1 理療科改訂の要点

今回の改訂においては、平成30年10月5日に、国民の信頼と期待に応える質の高い理学療法士並びに作業療法士を養成するため、「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則(昭和41年文部省・厚生省令第3号)」(以下「指定規則」という。)が一部改正されたこと、また平成28年12月の中央教育審議会答申で示された学習指導要領改訂の基本的な方向性並びに各教科等における改訂の具体的な方向性を踏まえて、理学療法科の改訂を行った。

## 第3節 理学療法科

### 1 目標の改善

教科及び科目の目標については、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し、育成を目指す資質・能力のうち、(1)には「知識及び技術」を、(2)には「思考力、判断力、表現力」を、(3)には「学びに向かう力、人間性等」を示した。

今回の改訂では、「見方・考え方」を働かせた学習活動を通して、目標に示す資質・能力の育成を目指すこととした。これは平成28年12月の中央教育審議会答申において、「見方・考え方」は各教科等の学習の中で働き、鍛えられていくものであり、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として整理されたことを踏まえたものである。

# 第3節 理学療法科

## 2 内容の改善

### (1)〔指導項目〕について

今回の改訂では、教科に属する全ての科目の「2 内容」においては〔指導項目〕として「(1)、(2)」などの大項目、「ア、イ」などの小項目を示すこととし、柱書においては「1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する」と示した。これは〔指導項目〕として示す学習内容の指導を通じて、目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けることを明確にしたものである。

なお、項目の記述については、従前どおり事項のみを大綱的に示した。

# 第3節 理学療法科

## 2 内容の改善

### (2) 科目構成について

より質の高い理学療法を提供するため、保健、医療、福祉に関する制度（医療保険・階戸保険制度を含む。）の理解、組織運営に関するマネジメント能力を養うとともに、理学療法倫理、理学療法教育についての理解を深める必要があることから、新たに「**理学療法管理学**」を位置付けるとともに、「臨床実習」の名称を「**理学療法臨床実習**」に変更した。また、「理学療法情報活用」については、理学療法の実践に必要な情報と情報技術に関する資質・能力の育成について内容を充実し、名称を「**理学療法情報**」に変更した。

## 第3節 理学療法科

「理学療法科」に属する科目の構成については、「人体の構造と機能」、「疾病と障害」、「保健・医療・福祉とリハビリテーション」、「基礎理学療法学」、「理学療法評価学」、「理学療法管理学」、「理学療法治療学」、「地域理学療法学」、「理学療法臨床実習」、「理学療法情報」、「課題研究」であり、「理学療法管理学」の新設に伴い、従前の10科目から11科目となっている。

# 新旧科目対照表

改訂	改訂前	備考
人体の構造と機能 疾病と障害 保健・医療・リハビリテーション基礎理学療法学 <b>理学療法管理学</b> 理学療法評価学 理学療法治療学 地域理学療法学 <b>理学療法臨床実習</b> <b>理学療法情報</b> 課題研究	人体の構造と機能 疾病と障害 保健・医療・リハビリテーション基礎理学療法学  理学療法評価学 理学療法治療学 地域理学療法学 臨床実習 理学療法情報活用 課題研究	   <b>新設</b>     <b>名称変更</b> <b>名称変更</b>

## 第3節 理学療法科

### 3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱いについての改善

新たに、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の**主体的・対話的で深い学びの実現を図る**ようすることを示した。

# 第3節 理学療法科

## 第3 理学療法科の教育課程の編成

理学療法科は、視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の専攻科に設置されるものである。したがって、理学療法科の教育課程は、学校教育法及び高等部学習指導要領の専攻科に関する規定等を踏まえて編成することになる。

「理学療法科」に属する科目の構成については、「人体の構造と機能」、「疾病と障害」、「保健・医療・福祉とリハビリテーション」、「基礎理学療法学」、「理学療法管理学」、「理学療法評価学」、「理学療法治療学」、「地域理学療法学」、「理学療法臨床実習」、「理学療法情報」、「課題研究」であり、「理学療法管理学」の新設に伴い、従前の10科目から**11科目**となっている。

また、理学療法士国家試験の受験資格取得の関係から、併せて「理学療法士及び作業療法士」に係る一連の法令に基づくことになるが、**特に指定規則に留意する必要がある。**

指定規則における教育課程に関わる主な内容は、次のとおりである。

# 第3節 理学療法科

## 1 教育内容

教育内容について、学校が独自に授業科目を設定できるようにするため、科目名で規定せずに、教育内容で示してある。

(1)教育内容は、「基礎分野」、「専門基礎分野」、「専門分野」である。

(2)基礎分野は、専門基礎分野及び専門分野の基礎となる科目を設定するものであり、「科学的思考の基盤」、「人間と生活」、「社会の理解」である。

(3)専門基礎分野は、「人体の構造と機能及び心身の発達」、「疾病の成り立ち及び回復過程の促進」、「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」である。

(4) 専門分野は、「基礎理学療法学」、「理学療法管理学」、「理学療法評価学」、「理学療法治療学」、「地域理学療法学」、「臨床実習」である。

なお、臨床実習は、実習時間の3分の2以上は医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設（薬局，助産所を除く。）をいう。において行うこと。ただし、医療提供施設における実習の2分の1以上は病院又は診療所で行うこととなっている。また、訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションに関する実習を1単位以上行うこととなっている。

# 第3節 理学療法科

## 2 単位制の導入

教育内容について、単位数による規定とし、単位の計算方法については、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の例によることとなっている。

## 3 教育内容の弾力化

学校の創意工夫を生かし、その理念・目的に基づいた特色ある教育課程を編成することが可能である。複数の教育内容を併せて指導することが適切と認められ、所定の単位数以上を指導する場合には、個別の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

## 4 既習科目の免除

過去に在籍した大学等において既に履修した科目については、免除することができる。

高等部学習指導要領においては、理学療法科に属する科目として11科目を示した。これらの科目のうち「理学療法情報」と「課題研究」を除く9科目と指定規則における教育内容との対応関係を次ページの表に示す。

# 指定規則の教育内容と学習指導要領の科目との対応関係

	指定規則	学習指導要領
	教育内容	科目
専門 基礎 分野	人体の構造と機能及び心身の発達	人体の構造と機能
	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	疾病と障害
		生活と疾病
保健医療福祉とリハビリテーションの理念	保健・医療・福祉とリハビリテーション	
専門 分野	基礎理学療法学(ただし、義肢装具の内容を除く)	基礎理学療法学
	理学療法管理学	理学療法管理学
	理学療法評価学	理学療法評価学
	理学療法治療学(ただし、義肢装具の内容を加える)	理学療法治療学
	地域理学療法学	地域理学療法学
	臨床実習	理学療法臨床実習

# 第3節 理学療法科

## 第3 教科の目標

教科の目標は、次のとおりである。

### 第1 目標

理学療法の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、理学療法を通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、人々の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 理学療法について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。

(2) 理学療法に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及び疾病の治療に主体的かつ協働的に寄与する態度を養う。

# 聴覚障害者である生徒に対する教育 を行う特別支援学校の専門教科・科目

# 第4章 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う 特別支援学校の専門教科・科目

## 第1節 印刷科

### 第1 印刷科改訂の要点

#### 1 目標の改善

教科及び科目の目標については、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し、育成を目指す資質・能力のうち、(1)には「知識及び技術」を、(2)には「思考力、判断力、表現力」を、(3)には「学びに向かう力、人間性等」を示した。

今回の改訂では、「見方・考え方」を働かせた学習活動を通して、目標に示す資質・能力の育成を目指すこととした。これは平成28年12月の中央教育審議会答申において、「見方・考え方」は各教科等の学習の中で働き、鍛えられていくものであり、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として整理されたことを踏まえたものである。

# 第1節 印刷科

## 2 内容の改善

### (1)〔指導項目〕について

今回の改訂では、教科に属する全ての科目の「2 内容」においては〔指導項目〕として「(1)、(2)」などの大項目、「ア、イ」などの小項目を、柱書においては「1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する」と示した。これは〔指導項目〕として示す学習内容の指導を通じて、目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けることを明確にしたものである。

なお、項目の記述については、従前どおり事項のみを大綱的に示した。

# 第1節 印刷科

## (2) 科目構成について

科目構成については、情報社会の進展、印刷産業を巡る状況や印刷技術等の進歩に対応し、体系的・系統的な知識と技術、課題を発見し合理的かつ創造的に解決する力、職業人に求められる倫理観、自ら学ぶ力、主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けた人材を育成する観点から、**従前の10科目を「印刷概論」、「印刷デザイン」、「印刷製版技術」、「DPT技術」、「印刷情報技術」、「デジタル画像技術」、「印刷総合実習」、「課題研究」の8科目に改めた。**

# 第1節 印刷科

## (3) 指導計画の作成と内容の取扱いについての改善

ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の**主体的・対話的で深い学びの実現**を図るようにした。

イ 印刷に関する学科において育む資質・能力の育成に向け、原則としてすべての生徒に履修させる科目(原則履修科目)を2科目示すとともに、各科目の履修においては**実験・実習**を充実させるようにした。

ウ 印刷産業に関する課題の発見や解決の過程において、協働して分析、考察、討議するなど**言語活動の充実**を図ることとした。

エ 個人情報や知的財産の保護と活用について扱うとともに、情報モラルや職業人として求められる倫理観の育成を図ることとした。

# 第1節 印刷科

## 第2 印刷科の目標及び内容

教科の目標は、次のとおりである。

### 第1 目標

印刷に関する見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、情報デザインと印刷物の作成を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1)印刷の各工程について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2)印刷産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3)職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

## 第1節 印刷科

今回の改訂においては、情報社会の進展、印刷産業を巡る状況や印刷技術等の進歩などを踏まえ、印刷の各分野における専門性に関わる資質・能力を「知識及び技術」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という三つの柱に基づいて示した。

# 第3 印刷科の内容構成

## 新旧科目対照表

改訂	改訂前	備考
印刷概論	印刷概論	
印刷デザイン	印刷デザイン	
印刷製版技術	写真製版	
DPT技術	写真化学・光学	整理統合
印刷情報技術	文書処理・管理	名称変更
デジタル画像技術	印刷情報技術基礎	名称変更
印刷総合実習	画像技術	名称変更
	印刷総合実習	
	印刷機器・材料	整理統合
課題研究	課題研究	

# 第4章 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う 特別支援学校の専門教科・科目

## 第2節 理容・美容科

### 第1 理容・美容科改訂の要点

#### 1 目標の改善

教科及び科目の目標については、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し、育成を目指す資質・能力のうち、(1)には「知識及び技術」を、(2)には「思考力、判断力、表現力」を、(3)には「学びに向かう力、人間性等」を示した。

今回の改訂では、「見方・考え方」を働かせた学習活動を通して、目標に示す資質・能力の育成を目指すこととした。これは平成28年12月の中央教育審議会答申において、「見方・考え方」は各教科等の学習の中で働き、鍛えられていくものであり、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として整理されたことを踏まえたものである。

## 第2節 理容・美容科

### 2 内容の改善

#### (1)〔指導項目〕について

今回の改訂では、教科に属する全ての科目の「2 内容」においては〔指導項目〕として「(1)、(2)」などの大項目、「ア、イ」などの小項目を、柱書においては「1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する」と示した。これは〔指導項目〕として示す学習内容の指導を通じて、目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けることを明確にしたものである。

なお、項目の記述については、従前どおり事項のみを大綱的に示した。

## 第2節 理容・美容科

### (2) 科目構成について

科目構成については、情報社会の進展、理容・美容産業を巡る状況や理容・美容技術等の進歩に対応し、体系的・系統的な知識と技術、課題を発見し合理的かつ創造的に解決する力、職業人に求められる倫理観、自ら学ぶ力、主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けた人材を育成する観点から、従前どおり「関係法規・制度」、「衛生管理」、「保健」、「香粧品化学」、「文化論」、「理容・美容技術理論」、「運営管理」、「理容実習」、「美容実習」、「理容・美容情報」、「課題研究」の11科目を設けている。

## 第2節 理容・美容科

### (3) 指導計画の作成と内容の取扱いについての改善

ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の**主体的・対話的で深い学びの実現**を図るようにした。

イ 理容・美容に関する各種技術や香粧品等の開発状況を考慮して、**科学的な知識と実際的な技術の習得**について特に留意するよう示した。

# 第2節 理容・美容科

## 第2 理容・美容科の目標及び内容

教科の目標は、次のとおりである。

### 第1 目標

理容・美容の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、理容・美容を通じ、公衆衛生の向上に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理容・美容について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 理容・美容に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

## 第2節 理容・美容科

今回の改訂においては、情報社会の進展、印刷産業を巡る状況や印刷技術等の進歩などを踏まえ、印刷の各分野における専門性に関わる資質・能力を「知識及び技術」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という三つの柱に基づいて示した。

# 第3 理容・美容科の内容構成

## 新旧科目対照表

改訂	改訂前	備考
関係法規・制度	理容・美容関係法規・制度	名称変更
衛生管理	衛生管理	
保健	理容・美容保健	名称変更
化粧品化学	理容・美容の物理化学	名称変更
文化論	理容・美容文化論	名称変更
理容・美容技術理論	理容・美容技術理論	
運営管理	理容・美容運営管理	名称変更
理容実習	理容実習	
美容実習	美容実習	
理容・美容情報	理容・美容情報活用	名称変更
課題研究	課題研究	

# 第4章 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う 特別支援学校の専門教科・科目

## 第3節 クリーニング科

### 第1 クリーニング科改訂の要点

#### 1 目標の改善

教科及び科目の目標については、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し、育成を目指す資質・能力のうち、(1)には「知識及び技術」を、(2)には「思考力、判断力、表現力」を、(3)には「学びに向かう力、人間性等」を示した。

今回の改訂では、「見方・考え方」を働かせた学習活動を通して、目標に示す資質・能力の育成を目指すこととした。これは平成28年12月の中央教育審議会答申において、「見方・考え方」は各教科等の学習の中で働き、鍛えられていくものであり、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として整理されたことを踏まえたものである。

# 第3節 クリーニング科

## 2 内容の改善

### (1)〔指導項目〕について

今回の改訂では、教科に属する全ての科目の「2 内容」においては〔指導項目〕として「(1)、(2)」などの大項目、「ア、イ」などの小項目を、柱書においては「1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する」と示した。これは〔指導項目〕として示す学習内容の指導を通じて、目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けることを明確にしたものである。

なお、項目の記述については、従前どおり事項のみを大綱的に示した。

## 第3節 クリーニング科

### (2) 科目構成について

科目構成については、情報社会の進展、クリーニング産業を巡る状況やクリーニング技術等の進歩に対応し、体系的・系統的な知識と技術、課題を発見し合理的かつ創造的に解決する力、職業人に求められる倫理観、自ら学ぶ力、主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けた人材を育成する観点から、従前どおり「クリーニング関係法規」、「公衆衛生」、「クリーニング理論」、「繊維」、「クリーニング機器・装置」、「クリーニング実習」、「課題研究」の7科目を設けている。

## 第3節 クリーニング科

### (3) 指導計画の作成と内容の取扱いについての改善

ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の**主体的・対話的で深い学びの実現**を図るようにした。

イ クリーニング産業に関連する各種化学繊維や機器などの技術の進展を踏まえ、**科学的な知識と実際的な技術の習得**を図るよう示した。

ウ クリーニング産業に関する課題の発見や解決の過程において、協働して分析，考察，討議するなど**言語活動の充実**を図ることとした。

# 第3節 クリーニング科

## 第2 クリーニング科の目標及び内容

教科の目標は、次のとおりである。

### 第1 目標

クリーニングの見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、クリーニングを通じ、公衆衛生の向上に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) クリーニングについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) クリーニングに関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

## 第3節 クリーニング科

今回の改訂においては、クリーニング産業を巡る状況やクリーニング関連技術等の進歩などを踏まえ、クリーニングの各分野における専門性に関わる資質・能力を「知識及び技術」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という三つの柱に基づいて示した。

# 第4章 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う 特別支援学校の専門教科・科目

## 第4節 歯科技工科

### 第1 歯科技工科改訂の要点

#### 1 目標の改善

教科及び科目の目標については、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し、育成を目指す資質・能力のうち、(1)には「知識及び技術」を、(2)には「思考力、判断力、表現力」を、(3)には「学びに向かう力、人間性等」を示した。

今回の改訂では、「見方・考え方」を働かせた学習活動を通して、目標に示す資質・能力の育成を目指すこととした。これは平成28年12月の中央教育審議会答申において、「見方・考え方」は各教科等の学習の中で働き、鍛えられていくものであり、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として整理されたことを踏まえたものである。

# 第4節 歯科技工科

## 2 内容の改善

### (1)〔指導項目〕について

今回の改訂では、教科に属する全ての科目の「2 内容」においては〔指導項目〕として「(1)、(2)」などの大項目、「ア、イ」などの小項目を、柱書においては「1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する」と示した。これは〔指導項目〕として示す学習内容の指導を通じて、目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けることを明確にしたものである。

なお、項目の記述については、従前どおり事項のみを大綱的に示した。

## 第4節 歯科技工科

### (2) 科目構成について

科目構成については、情報社会の進展、歯科技工を巡る状況や歯科技工技術等の進歩に対応し、体系的・系統的な知識と技術、課題を発見し合理的かつ創造的に解決する力、職業人に求められる倫理観、自ら学ぶ力、主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けた人材を育成する観点から、従前どおり「歯科技工関係法規」、「がくこうくう歯科技工学概論」、「歯科理工学」、「歯の解剖学」、「顎口腔機能学」、「有床義歯技工学」、「歯冠修復技工学」、「矯正歯科技工学」、「小児歯科技工学」、「歯科技工実習」、「歯科技工情報」、「課題研究」の12科目を設けている。

## 第4節 歯科技工科

### (3) 指導計画の作成と内容の取扱いについての改善

ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の**主体的・対話的で深い学びの実現**を図るようにした。

# 第4節 歯科技工科

## 第2 歯科技工科の目標及び内容

教科の目標は、次のとおりである。

### 第1 目標

歯科技工の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、歯科技工を通じ、歯科医療の発展に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 歯科技工について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。

(2) 歯科技工に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、歯科医療の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

## 第4節 歯科技工科

今回の改訂においては、情報社会の進展、歯科技工を巡る状況や歯科技工の各分野における専門性に関わる資質・能力を「知識及び技術」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という三つの柱に基づいて示した。

# 第3 歯科技工科の内容構成

## 新旧科目対照表

改訂	改訂前	備考
歯科技工関係法規	歯科技工関係法規	
歯科技工学概論	歯科技工学概論	
歯科理工学	歯科理工学	
歯の解剖学	歯の解剖学	
顎口腔機能学	顎口腔機能学	
有床義歯技工学	有床義歯技工学	
歯冠修復技工学	歯冠修復技工学	
矯正歯科技工学	矯正歯科技工学	
小児歯科技工学	小児歯科技工学	
歯科技工実習	歯科技工実習	
歯科技工情報	歯科技工情報活用	名称変更
課題研究	課題研究	